

平成 25 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 オ イ シ ッ ク ス 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 宏 平

(コード番号：3182)

問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 長 谷 川 哲 也

電 話 番 号 (03) 5447-2688 (代表)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 25 年 2 月 7 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 25 年 2 月 21 日開催の当社取締役会において、下記の通り決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | | |
|-----|-----------------|---|
| (1) | 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 850 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) | 募集株式の払込金額の総額 | 425,000,000 円 |
| (3) | 仮 条 件 | 1,000 円 から 1,200 円 |
| (4) | 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | | |
|-----|--------------|----------------|
| (1) | 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 850 円 |
| (2) | 募集株式の払込金額の総額 | 89,250,000 円 |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

【ご参考】

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

- | | |
|---------|--|
| ① 募集株式数 | 発行する普通株式 500,000株 |
| ② 売出株式数 | 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 200,000株
オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 105,000株 |

- (2) 需要の申告期間 平成25年2月25日(月曜日)から
平成25年3月1日(金曜日)まで

- (3) 価格決定日 平成25年3月4日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。)

- (4) 申込期間 平成25年3月5日(火曜日)から
平成25年3月8日(金曜日)まで

- (5) 株式受渡期日 平成25年3月13日(水曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しは、500,000株の一般募集及び200,000株の売出しにあたり、その需要状況を勘案し、当該募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主である高島宏平(以下、「貸株人」という。)から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株数は105,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行なわれない場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成25年2月7日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成25年3月28日とする普通株式105,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、みずほ証券株式会社は、平成25年3月13日(水)から平成25年3月21日(木)までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行なう場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。